

地球環境問題と生活者

－「情報」を視点に生活者の環境保全行動を考える－

1. はじめに

ブラジルの地球サミットから5年がたった。今年4月には容器包装リサイクル法が施行、6月には国連環境開発特別総会が開催され、12月には京都で気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)が予定されている。まさに環境問題に関しては節目の年である。一時期に比べると生活者の環境に対する関心はやや薄れた感があるが、こうしたきっかけで環境保全に関する認識や理解が深まることが期待される。

本稿は、地球環境問題の解決に向けて、今後一層持続した取組が求められる生活者の環境保全行動について、「情報」を視点に考えるものである。

2. 地球環境問題と環境保全行動

一般にわれわれが環境問題というと、廃棄物問題、大気汚染や水質汚濁問題、騒音問題などさまざまな問題を思い浮かべる。

地球環境問題には、オゾン層の破壊、地球の温暖化、酸性雨、熱帯林の減少、砂漠化、開発途上国の公害問題、野生生物種の減少、海洋汚染、有害廃棄物の越境移動がある。これらは、人間の活動そのものが地球的規模で環境破壊を起こしているにも関わらず、環境保全の観点で、また身近なレベルから国際的レベルに至るまで、人間の活動を正常にコントロールできる経済社会システムを作り得ていないことによって生じている国際的問題である。

その特徴としては、図表－1にあるとおり、(1)主要な対象が地球公共財であること、(2)因果関係に関する不確実性と不可逆性、(3)対症療法的対応の限界、(4)世代間の公平性、(5)南北間の公平性(「環境保全型経済発展の在り方に関する研究会」(大蔵省財政金融研究所1994年))が挙げられる。

地球社会の一員である生活者は、これらの問題の本質の理解を深めることによって、日常生活で行う個別の環境保全行動を、いかに集合体として有効に地球環境保全へと収斂させいくかが問われている。

図表-1 地球環境問題の特徴

| |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 対象が地球公共財であること |
| 世界の人々によって共同利用されている資源で、大気、海洋などが含まれる。これらは一人が余分に使ってもなくなるものではないが他方壊れると全員が被害を受けるという性質を持っている。また、問題解決は一国のみでは不可能で、国際協調が不可欠である。 |
| (2) 因果関係の不確実性・不可逆性 |
| 因果関係が必ずしも十分明確でない。また、多くの場合いったん問題が発生した場合の被害が甚大で、かつ不可逆的である。科学的知見を高め、環境政策の費用と便益を比較衡量していくことが重要であるが、影響が不可逆的であることを考慮すると、現在得られている知見に基づき、不確実性の存在を認めた上で、予防的に対策を考えていく必要がある。 |
| (3) 対症療法的対応の限界 |
| 公害問題では、対症療法的技術によって汚染を防止することが有効であったが、原因となる経済主体が無数で広範に存在する地球環境問題は、個々の原因者たる経済主体に対して技術的な対策で対応していくのはほぼ不可能であり、より環境負荷の少ない生産・消費構造を考えていくことが必要となっている。 |
| (4) 世代間の公平性 |
| 地球環境問題は、世代間にまたがる加害・被害の関係が存在しているが、将来世代は自らの利害を現世代に対して主張することはできない。故に世代間の公平性の確保、適正な資源配分をどう図るか、あるいは現世代の経済活動が将来の環境に及ぼす影響を考慮した、意思決定を行うためのシステムが問われている。 |
| (5) 南北間の公平性 |
| 先進国は既に経済的豊かさを実現し、環境保全に高い優先度を与えているのに対し、開発途上国においては、貧困克服のための開発・成長が最重要課題であり、貧困こそが環境問題の最大の原因となっている。先進国は、CO ₂ やフロンガスの排出など過去の経済成長の負のストックとして捉え、だれがどのようにコストを負担するかという問題を解決するとともに世界全体の課題としての解決のためのルールづくりが問われている。 |

(資料) 大蔵省財政金融研究所「環境保全型経済発展の在り方－持続可能な発展を目指して－」1994年7月をもとにニッセイ基礎研究所が作成

3. 環境保全行動と生活者の価値観

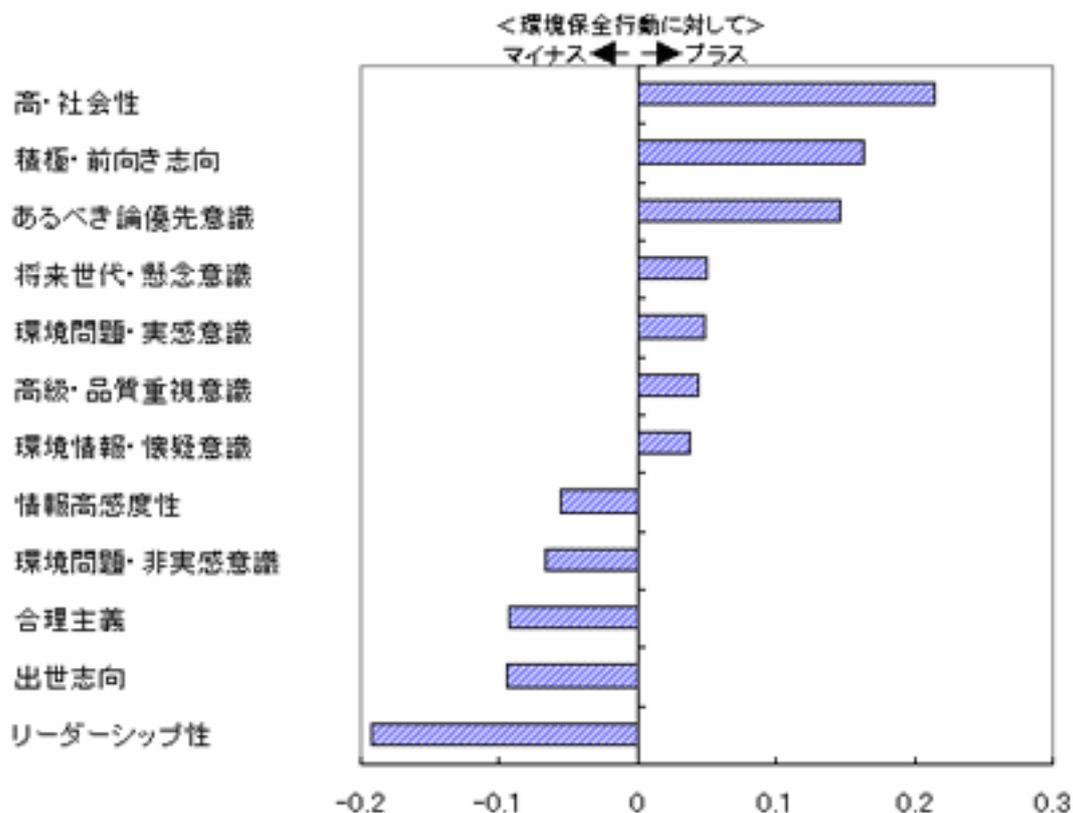
現在の生活者は、さまざまな価値観や利害、コンフリクトを持っている。いくら地球環境問題が深刻であっても、生活者が一旦享受した快適で便利な価値観やライフスタイルを、容易に環境保全型へと転換することはできない。そして、企業組織や社会で一般的に容認されている価値観も、環境保全という視点で眺めてみると、しばしば対立する。

ニッセイ基礎研究所が行った「都市生活者のエコライフに関する調査」(1993年)をもとに一般価値観や環境に関する意識と環境保全行動との関連について再分析を試みた。

この結果、環境保全行動に対してプラスの影響を与える要因としては、社会全

体の幸福を願い、時間や労力、経済的な負担を厭わない意識（『高・社会性』）、現在よりも将来に備える、自分でやった成果を自分で確かめたいという意識（『積極・前向き志向』）、法律で厳しく環境破壊を取り締まるべき、生活者も真剣に考えるべき、教育にもっと力を入れるべきという意識（『あるべき論優先意識』）、環境問題を将来世代の問題として捉える『将来世代・懸念意識』さらに身の回りの環境悪化を実感、環境問題への深刻感を強めているという意識（『環境問題・実感意識』）が挙げられた。一方、環境保全行動にマイナスの影響を与える要因としては、グループの話し合いでは中心になりたいという意識（『リーダーシップ性』）、社会的な地位・経済的な成功に価値を置く『出世志向』、さらに、社会によいことであっても自分一人だけではやっても仕方がないという効率性・合理性重視の考え方（『合理主義』）や、地球環境の危機に対しては実感が持てず、自分自身の問題としてはとらえられないという意識（『環境問題・非実感意識』）などが挙げられている（図表-2）。

図表-2 環境保全行動と一般価値観、環境に関する意識との関連



| | |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 高・社会性 | 社会全体の幸福を願い、そのためには時間や手間、経済的な負担を厭わない意識 |
| 積極・前向き志向 | 「現在よりも将来に備えること」を重視、「できるだけ高い目標をたてて挑戦」「自分でやった成果は自分で確かめたい」などにプラスに反応する意識 |
| あるべき論優先意識 | 「国や地方自治体は環境破壊に関しては法律で厳しく取り締まるべき」「生活者も環境問題に真剣に考えるべき」「教育にもっと力を入れるべき」などの社会規範項目に強くプラスに反応する意識 |
| 将来世代・懸念意識 | 環境問題を将来世代の問題として捉え、「国連などがリーダーシップをとるべき」の考えなどにややプラスに反応する意識 |
| 環境問題・実感意識 | 身の回りの生活環境の悪化を実感、環境問題への深刻感を強める意識 |
| 高価・品質重視意識 | 「高価でも品質重視」の価値観に強く反応する意識 |
| 環境情報・懐疑意識 | 環境問題への配慮が産業、技術の発展への阻害にならないかを懸念、また環境情報やエコロジーに対して否定的な態度を示す意識 |
| 情報高感受性 | 情報誌やトレンド雑誌に関心を持ち、メーカー、ブランドにこだわる。また、新製品にすぐに反応する傾向を持つ意識 |
| 環境問題・非実感意識 | 地球環境の危機に対して実感が持たず、また自分自身の問題としてはとらえられないという意識 |
| 合理主義 | 「社会によいことであっても自分一人だけではやってもしかたがない」という考えに強くプラスに反応する、効率性・合理性重視の考え方を示す意識 |
| 出世志向 | 社会的な地位の向上や経済的な成功に価値を置き、社会よりも個人を重視する価値観を表す意識 |
| リーダーシップ性 | 「グループの話し合いでは中心になりたい」に強くプラス、また、「物事のスジを通すことを重視」にややプラスに反応する傾向 |

〔資料〕ニッセイ基礎研究所「都市生活者のエコライフ調査」1993年をもとに再分析。
30の環境保全行動を得点化した目的変数と、一般価値観、環境に関する意識の因子分析結果の因子得点を説明変数とした標準化重回帰分析結果による。

環境保全行動に対してプラスやマイナスのインパクトを与えているこれらの意識や価値観には両義性があるだろう。たとえば、生活者のグループの中では中心になりたいという『リーダーシップ性』は、現在のところ環境保全行動とは離反するところで発揮されていると考えられる。しかし、環境保全にとって良いと考えられる規範や正しい情報を広め、参画しやすいしくみを整備することによって、環境保全にとって有効な組織づくりを行い、多くの人々をリードしていくパワーとして機能しうる可能性もあるだろう。

また、『環境問題・実感意識』『環境問題・非実感意識』については、現在の環境の悪化や破壊の程度や課題、それに対する取組に関する正しい情報を効果的に提供することによって、人々の意識を「非実感」から「実感」へと転換させることができるだろうと思われる。

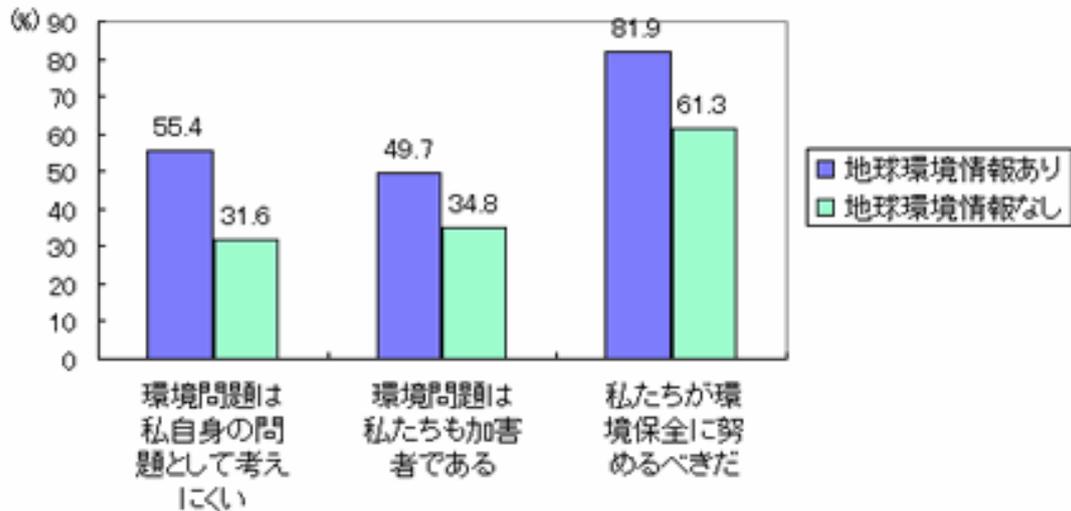
4. 「情報」と生活者の環境保全行動

(1) 情報量の有無と生活者の「当事者意識」

さて、環境保全行動を行うためには生活者の「当事者意識」、つまり地球社会を構成する一員としての責任や環境保全への参画意識がベースとなると考えられる。

国立環境研究所は、地球環境問題に関する知識や情報の有無と生活者の「当事者意識」との関連分析を試みている(図表-3)。

図表-3 地球環境問題に関する知識・情報の有無と当事者意識



(注) 地球環境問題についての知識・情報が「あり」の層は「十分ある」「ある程度ある」の計、「なし」の層は「あまり無い」「まったく無い」の計を表す。
 「環境問題は私自身の問題として考えにくい」については「そう思わない」の割合、「環境問題は私達も加害者である」「私達が環境保全に努めるべきだ」については「そう思う」の割合を示している。

(資料) 国立環境研究所「地球環境問題をめぐる消費者の意識と行動が企業戦略に及ぼす影響」
 《消費者編》1996年3月

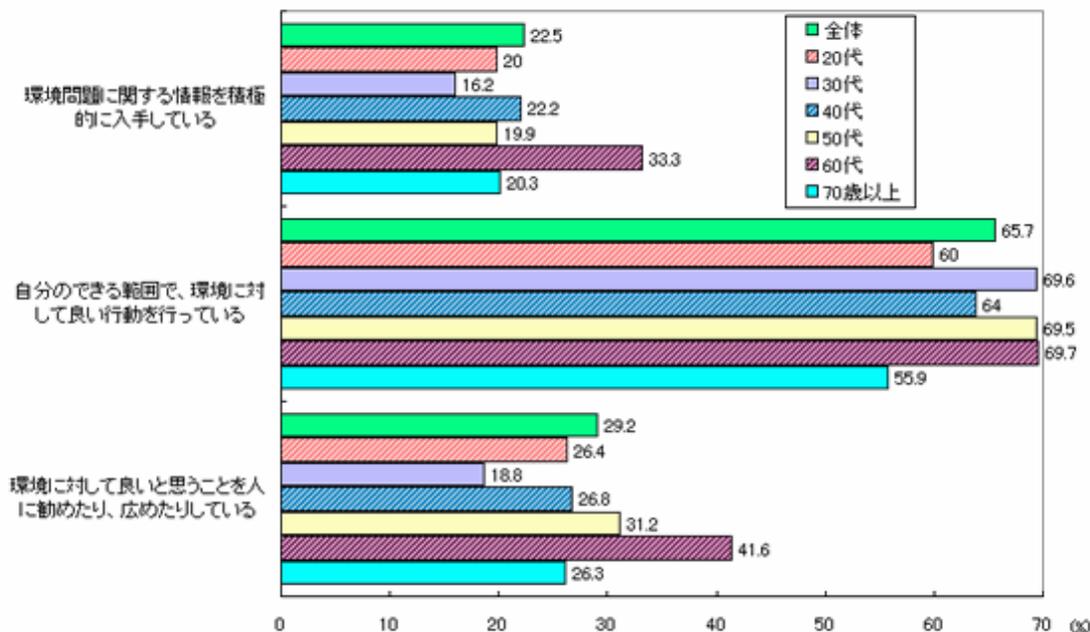
これによると、「環境問題は私自身の問題として考えにくい」は、情報量の「ない」層の方が「ある」層よりも肯定的、一方、「環境問題は私達も加害者である」「私達が環境保全に努めるべきだ」については、情報量の「ある」層の方が「ない」層よりも肯定的な態度をとっており、明らかに情報量と当事者意識との関連性が見いだされている。

(2) 進まない積極的な情報入手と良い環境保全行動の普及

情報を入力することによって環境保全行動を行い、納得感を持って良い行動を人々に広めるという好循環を、個人レベルから地域レベル、地球レベルへと広げていくことが、環境調和型会の望ましい姿であろう。では、情報入手から普及への一連のプロセスについて、生活者の現状はどうなっているのだろうか。

環境庁は、1994年12月に閣議決定された環境基本計画に基づいて国民の環境保全に関する取組状況を把握するため、毎年「環境にやさしいライフスタイル実態調査」を行っている。この調査の中では、環境保全行動を3つの側面に分け、「積極的な情報入手」「自分のできる範囲での環境に対する良い行動」「環境に対する良い行動の普及」について、それぞれの自己評価を尋ねている(図表-4)。全体の実施状況を見ると、「積極的な情報入手」(22.5%)、「自分のできる範囲での環境に対する良い行動」(65.7%)となっており、情報の積極的な入手については3割には満たないものの、自らの環境保全行動に関して肯定的な評価を行っている層は、過半数を占めている。

図表-4 環境保全行動についての自己評価(「よく行っている」「まあ行っている」の計)(%)



(資料) 環境庁委託ニッセイ基礎研究所「環境にやさしいライフスタイル実態調査」1997年

しかし、ここでいう「自分のできる範囲で」の環境保全行動についてはきわめて主観的であり、個人の認識やライフスタイルによってかなりの差異があることが想定される。さらに、良い環境保全行動については、一人でも多くの人に広めていくことが望まれるが、「環境に対する良い行動の普及」は29.2%に留まっており、行動の普及に関しては大半が行っていないのが現状である。

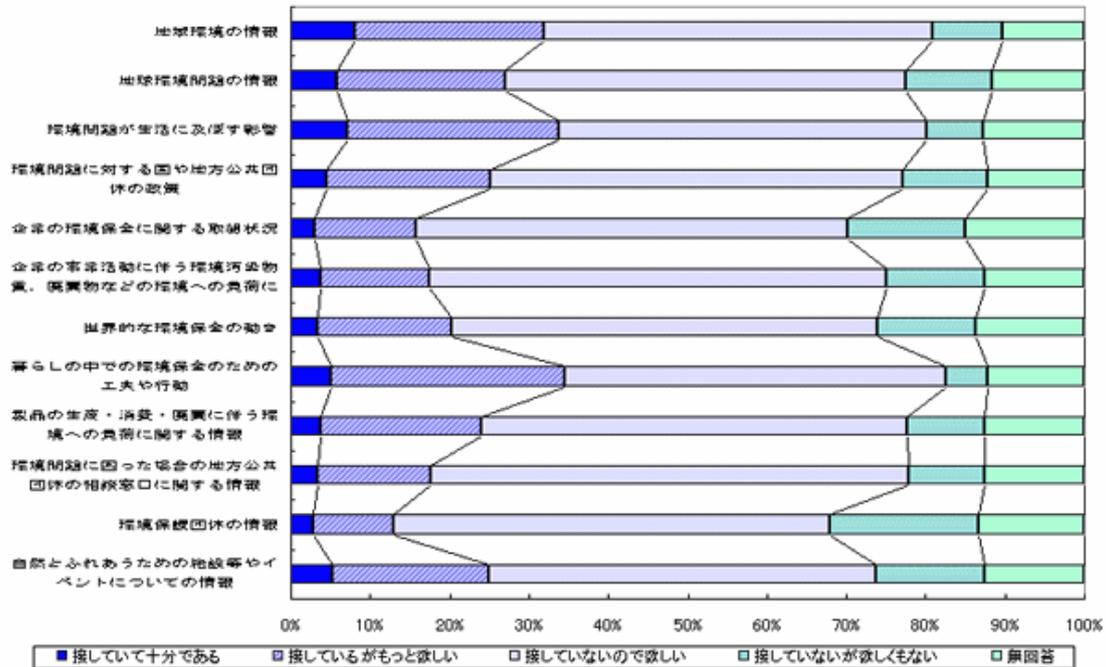
年代別の特徴を見ると、60代が情報の入手、良い環境保全行動、良い環境保全行動の普及の3つの側面で高い実施率を示す一方、20代において、特に環境保全行動や行動の普及の実施率の低さが対比される。

5. 持続可能な地球社会を実現する環境情報の提供

(1) 生活者の環境情報に対するニーズ

こうした観点から環境庁が行った同調査で、生活者の環境情報への接触状況をみてみると、「接している十分」と回答する人はどの環境情報についても1割に満たない(図表-5)。現在のところ接するチャンスがあるがさらにニーズがある項目としては、「暮らしの中での環境保全のための工夫や行動」「環境問題が生活に及ぼす影響」「地域環境の情報」が上位を占め、日常生活で実践できる情報や、生活への影響に関する情報を生活者が望んでいることがわかる。

図表-5 生活者の環境情報に対するニーズ



| | (%) | 全体 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 70才以上 |
|-------------------------------------|------|------|------|------|------|------|------|-------|
| 暮らしの中での環境保全のための工夫や行動 | 77.5 | 87.1 | 82.7 | 84.5 | 82.0 | 69.4 | 55.1 | |
| 環境問題に困った場合の地方公共団体の相談窓口に関する情報 | 74.4 | 82.1 | 78.5 | 79.1 | 78.9 | 71.0 | 49.2 | |
| 製品の生産・消費・廃棄に伴う環境への負荷に関する情報 | 74.0 | 85.0 | 79.6 | 78.7 | 76.7 | 68.4 | 51.7 | |
| 環境問題が生活に及ぼす影響 | 72.9 | 77.9 | 82.2 | 82.0 | 74.1 | 63.6 | 52.5 | |
| 地域環境の情報 | 72.7 | 84.2 | 80.1 | 79.7 | 73.7 | 64.5 | 51.7 | |
| 環境問題に対する国や地方公共団体の政策 | 72.6 | 82.0 | 78.5 | 75.7 | 78.9 | 65.8 | 50.8 | |
| 地球環境問題の情報 | 71.7 | 81.4 | 75.9 | 78.2 | 74.8 | 64.9 | 50.0 | |
| 企業の事業活動に伴う環境汚染物質、廃棄物などの環境への負荷に関する情報 | 71.2 | 82.9 | 78.5 | 77.8 | 71.8 | 65.7 | 43.2 | |
| 世界的な環境保全の動き | 70.7 | 82.9 | 78.0 | 75.3 | 74.4 | 64.1 | 43.2 | |
| 自然とふれあうための施設等やイベントについての情報 | 68.5 | 75.0 | 71.7 | 72.0 | 75.6 | 62.8 | 44.9 | |
| 企業の環境保全に関する取組状況 | 67.2 | 80.7 | 76.4 | 71.5 | 69.5 | 58.9 | 42.4 | |
| 環境保護団体の情報 | 65.2 | 71.4 | 61.8 | 69.0 | 70.3 | 65.4 | 44.9 | |

(注)上記の表は、「接しているがもっと欲しい」「接していないので欲しい」の計を表す。網掛けは、全年代中、最も高い占率を示す。
 (資料)環境庁委託ニッセイ基礎研究所「環境にやさしいライフスタイル実態調査」1997年

一方、現在接するチャンスがないのでニーズがある項目としては、「環境問題に困った場合の地方公共団体の相談窓口に関する情報」「企業の事業活動に伴う環境汚染物質、廃棄物などの環境への負荷に関する情報」「環境保護団体の情報」が上位を占めている。これらは日常の環境保全についての判断や行動、また参加に関わる情報とみることができる。さらに、「接しているがもっと欲しい」「接していないので欲しい」を併せて環境情報の全体ニーズとして捉えてみると、「暮らしの中での環境保全のための工夫や行動」「環境問題に困った場合の地方公共団体の相談窓口に関する情報」「企業の事業活動に伴う環境汚染物質、廃棄物などの環境への負荷に関する情報」などが上位を占めた。生活者は日常の環境保全への取組についての具体的な情報や地方公共団体のサポート、企業の環境情報の開示を求めているといえよう。

さらにこれらを年代別にみると、「環境問題が生活に及ぼす影響」に関しては30代、また「自然とふれあうための施設等やイベントについての情報」に関しては、50代の情報ニーズが最も高い。全体的には、ほとんど

の環境情報について、20代の情報ニーズが高く、特に「暮らしの中での環境保全のための工夫や行動」「製品の生産・消費・廃棄に伴う環境への負荷に関する情報」「地域環境の情報」で高いところが注目される。

20代を中心とする若者は、生まれた時から大量消費、大量廃棄型ライフスタイルに慣れ親しんできている。一方、彼らは21世紀の持続可能な地球、環境調和型社会を構築していく上で、中核的な役割を担う層である。現在のところ、彼らは環境情報の入手や環境保全型行動を積極的に行っているとは言い難い。しかし、さまざまな環境情報に対するニーズが高いという結果は、この層に受容されるような情報を、適切なルートで提供することによって、彼らを環境保全行動のリーダーへと導いていく可能性を持っていることが示唆されている。

6. 情報公開・情報流通による各主体の意識と行動の相互作用

(1) 環境保全行動を促進・阻害する要因としての「情報」

先に紹介したニッセイ基礎研究所が行った調査では、生活者の環境保全行動を促進する要因、阻害する要因を調査していた(図表は省略)。促進要因としては、「省エネ・節水は家計の節約になる」という経済的要因のほか、「環境問題は世の中で話題になっている」「自分の行動が資源や環境保護につながる」という話題性、効果・因果の情報、「身近なりサイクルなどのシステムがある」という行動へのアクセスの容易性などが挙げられていた。

一方、生活者の環境保全行動を阻害する要因としては、「一人だけで『環境を配慮した生活』をしても本当に効果があると思えない」という参加による効果の情報の欠如、「環境を配慮した商品・サービスが身近にない」という行動へのアクセスの困難さ、「具体的に何をすればいいかわからない」という方法の情報の欠如などが上位を占めていた。

ここでは行動を促進する要因にせよ、阻害する要因にせよ、意識を喚起させ、行動に結びつける「情報」の果たす役割の重要性が示唆されている。

(2) 持続的に環境意識を醸成する環境教育

生活者を環境保全型に転換していくためには、人間と環境との関係について認識や理解を深めることが必要である。そして人間形成の基礎的段階から環境情報や知識の習得を行う学習機会を得ることが求められている。

こうした環境教育については、1972年にストックホルムで開催された国連人間環境会議における「人間環境宣言」の中で、その重要性が明確に指摘されたのを契機として、環境教育の国際的な取組が進められている。1975年の「国際環境教育会議」で採択されたベオグラード憲章では、環

環境教育の目標として以下の6項目を提示している。

①関心 (Awareness):

個人および社会集団が、全環境とそれに関わる問題に対する関心と感受性を身に付けること

②知識(Knowledge):

個人および社会集団が全環境とそれに代わる問題、および人間の環境に対する責任や使命についての基本的な理解を身に付けること

③態度(Attitude):

個人および社会集団が、社会的価値や環境に対する強い感受性、環境の保護と改善に積極的に参加する意欲などを身に付けること

④技能(Skills):

個人および社会手段が、環境問題を解決するための技能を身に付けること

⑤評価能力(Evaluation Ability):

個人および社会集団が、環境状況の測定や教育のプログラムを生態学的・政治的・経済的・社会的・美的その他の教育的見地に立って評価できること

⑥参加(Participation):

個人および社会集団が、環境問題を解決するための行動を確実にするために、環境問題に関する責任と事態の緊急性について認識を深めること

アメリカでは、1990年に新しい「環境教育法」が制定され、同法では環境保護庁(EPA)が連邦諸機関の中心となって、環境教育のプログラムの開発、環境教育プロジェクトに対する補助金の交付、大学からの実習生や現職教員に対する政府機関での研修・研究機会の提供、環境教育・研修財団の設立することなどが規定されている。わが国では1993年に制定された「環境基本法」において、「環境の保全に関する教育及び学習の振興」を環境保全のために主要な施策の一つとして規定し、環境教育・環境学習の重要性が法制上位置づけている。

環境教育・環境学習の目指すところは、①今日の環境の状況を認識し、②環境問題がエネルギー等の消費等人間の経済活動や日常的な活動に由来しているという人間と環境とのかかわりを理解し、③社会全体の生活様式や経済活動の変革の必要性を学ぶことであり、その上で、④これを単なる環境に係わる知識の習得にとどめるのではなく、習得した知識を踏

まえて、自らとの行動と環境とのかかわりを常に認識し、可能な限り環境に負荷を与えない生活を実践していく能力(=環境リテラシー)を養成することにあるという(平成9年版「環境白書」)。

地球環境問題が世代を超えた問題であり、生活者の持続的な意識の高揚が求められるなか、こうした環境教育が家庭、地域、職場など多様な場で、広い範囲に渡って行われることが求められる。

(3) 求められる情報公開・情報流通

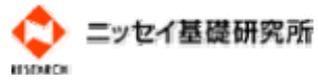
昨年2月、環境負荷の少ない商品やサービスの市場形成を促すことを目的に、企業、行政機関、消費者団体、学識経験者で構成されるグリーン購入ネットワーク(GPN)^(注1)が設立された。グリーン購入にあたっての基本原則、ガイドラインの策定、シンポジウムや研究会の開催などを通じて、グリーン購入に関する啓発や必要な情報収集・発信を行うものである。ガイドラインについては、製品の購入にあたって、環境面での配慮すべき事項をまとめており、企業の購買担当者はこれによって、どの企業が環境に配慮した物品購入を行っているかがわかり、評価や判断がしやすくなるという。グリーン購入は一般に割高になりがちであることから、現在のところ、個人レベルではまだ受け入れられているとはいえない。しかし、情報公開の仕組みによって生活者の意識が喚起され、環境負荷の小さな商品を優先的に選択をすることによって、商品価格が下がっていくという好循環形成の第一歩として、期待が寄せられている。

企業に関していえば、最近、欧米型の管理手法を取り入れ、「環境」を経営の最重要項目に据えて、環境への取組目標と実績の報告書を株主、消費者、マスコミなどに配布したり、インターネットで公開するところが増加しはじめている。

地球環境問題の解決に向けて、すべての経済主体の責任ある行動が求められるなか、もはや極端な自然回帰志向も科学技術万能主義も現実的ではなくなってきている。

生活者の意思決定が適切に行われるためには、「知る権利」の尊重が前提であり、政府や企業の情報開示が求められる。情報の透明性、公開性を重視した政府や企業と、それに触発された生活者との相互作用によって、着実な地歩を進めていく時期にきている。

(注1) グリーン購入(GPN)とは、環境への負荷ができるだけ少ない商品やサービスを優先して購入することである。GPNは、我が国におけるグリーン購入の取組を促進することを目的に、1996年2月に設立された。事務局は財団法人日本環境協会、企業・行政機関・消費者団体、学識経験者による緩やかなネットワークであり、1997年5月現在、会員は745団体(企業504社、行政機関126団体、民間団体115団体)である。欧米を中心に、製品のライフサイクル全体の環境負荷を商品に表示する厳密な環境ラベルが登場するなか、日本のエコマークでは、買う側に商品の環境負荷に関する情報が十分伝えられないという問題の見直しによって、新たに設立された。環境保全型市場形成をめざして、環境負荷の面からの商品・サービス情報の提供や、グリーン購入に関する普及啓発、情報発信を行っている。



ご意見・ご要望がございましたら、
ニッセイ基礎研究所 [生活研究部](#)までお寄せ下さい。